

**2022年度（第49回）秋田県倶楽部対抗競技
兼（第54回）東北倶楽部対抗競技秋田県予選
（第20回）秋田県女子倶楽部対抗競技
兼（第21回）東北女子倶楽部対抗競技秋田県予選
ローカルルールと競技の条件**

日時：2022年8月4日（木）

場所：大野台ゴルフクラブ

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で秋田県ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2019年1月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド（www.jga.or.jp に掲載）と R&A によって4半紀ごとに更新される詳説（www.jga.or.jp に掲載）をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは2罰打）。

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) No.10, No.18 において球が現にプレーするホールの白(杭・線)を結ぶ線を越えて他のホールに止まった場合、その球はアウトオブバウンズとする。

2. 後方線上の救済（2019年ゴルフ規則の詳説・ローカルルールひな型 E-12）

このローカルルールは規則 16.1 c (2), 17.1 d (2), 19.2 b, 19.3 b を採用する場合に適用する。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所（例：観客や車両の移動による損傷）。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- ④ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット（ヤーデージマーキングなど）は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。
- ⑤ No.7 の修理地内に球がある場合、ドロップゾーンの中に球をドロップすることができる。ドロップされた球は、そのドロップゾーンの中に止まらなければならない。

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は1つの異常なコース状態として扱う。
- ② 人工の素材で作られ、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。
- ③ 防球ネット「No.4 と No.5 の間の防球ネットから規則 16.1b の救済を受ける場合、その完全な救済のニヤレストポイントは、その防球ネットの上を越えたり、中や下を通さずに決めなければならない」

(3) 地面にくい込んだ球

規則 16.3 は次のように修正される：バンカーの壁やヘリ（積芝の土の側面）にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

4. 不可分な物

次の物は罰なしの救済が認められない不可分な物となる。

(1) ペナルティーエリア内の人口の擁壁や枕木。

5. パッティンググリーンからプレーされた球

規則 11.1b 例外 2 に基づいてパッティンググリーンから行われたストロークを再プレーしなければならないケースの制限

2019年ゴルフ規則の詳説 ローカルルールひな型 D-7 を適用する。

6. クラブと球の仕様

(1) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え：2019年ゴルフ規則の詳説 ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

(2) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格

(3) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格

(4) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反に対する罰—失格

7. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1回の長いサイレン

通常の中断：3回の連続するサイレン

プレー再開：2回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5H）

8. 練習

(1) ホールとホール間の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

9. 移動（ローカルルールひな型 G6）

ラウンド中、プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に認められる。

10. キャディー（ローカルルールひな型 H-1.2）

- ・正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用を禁止する。

このローカルルールの違反の罰：

：プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。

違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは

次のホールで一般の罰を受ける。

11. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

12. 競技の結果－競技の終了時点

競技の結果は競技委員長が成績表にサインをした時点をもってその競技は終了となる。

秋田県ゴルフ連盟

お知らせ

1. 指定練習日 : 7月28日(木)・7月29日(金)・8月3日(水)の3日間とし、予約は選手が直接行なうこと。但し8月3日(水)の最終スタートは14:00とする。
2. 組合せ : 1日目 / 8:00 3人組 OUT/IN スタート
スタート時刻
3. 選手の変更 : キャプテン会議開始の前までとする。変更を書面にて競技委員長へ届け出る
受付 こと。
4. キャプテン : 7:30 より
会議
5. マスクの着用 : プレー中以外はマスクの着用をお願いします
6. 表彰式 : 表彰式は行いません。
7. ギャラリー : 競技中コース内への立ち入りは禁止といたします。
8. その他 : プレー中、携帯電話の使用は禁止します。
大会成績等閲覧はホームページ (<http://www.tga.gr.jp>) をご利用願います。
9. 欠場連絡方法 : 大会期日前まで
所属倶楽部を通じて、秋田県ゴルフ連盟に FAX (018-883-0862) で送付すること。
大会期間中
大会期間中は開催コース内大会本部(連盟)に FAX (0186-62-3299) で送付すること。
電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。
無断欠席の場合は、来年度の当該競技も含め、1年間連盟主催競技への出場を停止する。

秋田県ゴルフ連盟